

静岡県教育委員会

会議録

平成 26 年度 第 19 回定例
1 月 7 日（水）

静岡県教育委員会委員長 溝口紀子は、

平成 27 年 1 月 7 日に教育委員会第 19 回定例会を招集した。

1	開催日時	平成 27 年 1 月 7 日（水）	開会	13 時 30 分
			閉会	15 時 30 分
2	会 場	教育委員会議室		
3	出席者	委 員 長	溝 口 紀 子	
		委員長職務代理者	斉 藤 行 雄	
		委 員	加 藤 文 夫	
		委 員	興 直 孝	
		委 員	渡 邊 靖 乃	
		委 員（教育長）	安 倍 徹	
	事務局（説明員）	山 崎 泰 啓	教育次長	
		水 元 敏 夫	教育監	
		池 田 和 久	事務局参事兼教育総務課長	
		高 橋 雄 幸	健康安全教育室長	
		山 本 知 成	教育政策課長	
		中 川 好 広	情報化推進室長	
		平 松 明 子	人権教育推進室長	
		河 野 康 裕	財務課長	
		杉 山 和 幸	福利課長	
		林 剛 史	義務教育課長	
		渋谷 浩 史	高校教育課長	
		渡 邊 浩 喜	特別支援教育課長	
		北 川 清 美	社会教育課長	
		増 田 曜 子	文化財保護課長	
		福 永 秀 樹	スポーツ振興課長	
		石 井 宣 明	静岡教育事務所長	
		渡 邊 聡	静岡西教育事務所長	
		谷 野 純 夫	中央図書館長	
		杉 本 寿 久	総合教育センター所長	
		羽 田 明 夫	義務教育課人事監	

4 その他

(1) 第48号・第49号・第50号・第51号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項1は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、斉藤委員、興委員に願います。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第48号・第49号・第50号議案は人事案件であるため、非公開とした
と思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第48号・第49号・第50号議案を非公開とする。今回は非公
開案件から審議を始める。

<非>第48号議案 教職員の懲戒処分

<非>第49号議案 教職員の懲戒処分

※非公開

<非>第50号議案 教職員の懲戒処分

※非公開

【会議の公開】

委 員 長： ここで会議を公開する。

報告事項1 第4回「地域とともにある学校づくり」検討委員会

委 員 長： 報告事項1頁「報告事項1 第4回「地域とともにある学校づくり」
検討委員会」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

ところで、先日の報道で、知事からこの「地域とともにある学校づく
り」検討委員会を発展的に解消させて4月からの総合教育会議に新た
に位置付けていくとの意向が示されたようだが、この件について何か
事務局から報告はあるか。

義務教育課長： 特に事前にこの報道内容についての情報提供があったわけではない
ので、直接聞いたことではないが、間接的に情報を得たところでは、知
事としてはこの委員会を、形を変えることで総合教育会議とうまく組み
合わせて、提案していく機関として活用していきたいという意向がある

ようである。この委員会は事務局が中心になって教育委員会に付属しているものであるが、首長と教育委員の協議の場である総合教育会議ができてからは、首長サイドから審議内容を提案していくための機関とすることをイメージしているようである。

委員 長： 具体的にはこれから調整していくということか。

義務教育課長： そうである。なお、今のイメージも漏れ伝わってきたものであり、確実なものというわけではない。

委員 長： 了解した。

委員 員： 今回の報告であるが、4月から動き出していく新しい教育委員会制度の中で総合教育会議が新しく位置付けられるわけであり、その会議の構成員は法律的には首長と教育委員ということになっている。しかし、それは他者を排除するというわけではないので、実効性を上げるような観点から、この「地域とともにある学校づくり」検討委員会を発展させて意味のある取組が図られることは望ましいことである。そのような意味で、4月を待たず、場合によっては3月までの間に、総合教育会議のあり方を首長とともに議論をしていく機会があればありがたい。総合教育会議が開かれるまでは首長と一切議論しないというのではなく、その前に話し合いが行われることは望ましいと思うので、機会があれば教育長や委員長からそのような場づくりを図っていただければありがたい。

委員 長： この第4回「地域とともにある学校づくり」検討委員会には私も参加させていただいき、3点ほど気付いたことがある。

まず今回は、磐田市の実践発表がメインであったが、磐田市は自分の出身でもあり今も近所に住んでいるので、この新しい「学府制」には非常に注目している。例えば市の広報紙には学府のアナウンスが出ており、住民にも十分新しい学府制のあり方が伝わっていると思う。その意味ではむしろ、県教育委員会よりも地元の方が情報は早いようにも見受けられ、地域でも非常に注目されている前衛的な取組だと思うので、引き続き報告をいただきたい。なお、この会議でも話題となったが、どこでもマンパワーが一番の課題になっており、誰がリーダーシップを取っていくのかとなったときに、そのような人がなかなかいない地域だと普及が難しいのではないかという御意見もあった。マンパワーをどのようにピックアップして養成していくのかということも、より具体的になるといいと思う。

2点目であるが、部活動での具体的な取組が見られた。外部指導者として人材バンクを設けるといところで出てきたので、これも静岡らしい実践的な取組がもう少し見えるといいと感じる。まだ「これからやります」という段階の報告であったので、実際に制度になった様子が見えてくるようにしてほしい。

もう1点であるが、総合教育会議はこのような感じになるのではないかというイメージを持って、この会議に参加していたが、この「地域

とともにある学校づくり」検討委員会が総合教育会議とどう関わっていくのか。4月からは新しい制度で違ったグレードになっていくと思うが、そこはまだ我々教育委員の中でも情報が錯綜しているような気がするので、ぜひ知事部局と連絡協議会を設置して、4月から有意義な会議ができるよう準備を進めていただきたいと思います。

興 委 員： 総合教育会議がどのような構成員となるのかは非常に重要だと思うが、これから新しく実効性を持つ地教行法は、基本的には総合教育会議の場において議論されたことを踏まえて、教育委員会が責任を持って考え対応していくということなので、今の新しい枠組みができようとも、教育委員会がこれまで以上に耳目を広げて対応していくことが重要だろうと思う。総合教育会議で具体的な行動が全て決められるわけではなく、教育委員会がいろいろな意味でアンテナの張り方を広げることが期待されており、私たち6人の教育委員のリーダーシップが問われていると思う。

そして最後に、磐田市の実践発表がこのような形で行われたのは非常にありがたいと思う。なぜ磐田市が着目されるようになったのかというと、当時の首長が思い切って外部人材を教育長に登用したことも要因の一つとしてあったように思う。その人についての情報はないが、そのようなことが社会に開かれた磐田市教育委員会制度につながっており、それは今後のヒントになるのではないかと思う。

加 藤 委 員： かつて御前崎市を訪問した時には、実態は似たようなものであったと思うが、「学府」ではなく「スクラム・スクール」という別の表現を用いていた。同じ概念でも、地域ごとにバラバラな表現で導入していくのはいいことなのだろうか。静岡県として「このような概念のものはこのような表現を」という提案をしてもいいのではないか。例えばコミュニティ・スクールもそうであり、文部科学省が似たような表現で自然発生的にできた制度を「コミュニティ・スクール」と呼び、それで運動にしてきたものである。地域ごとに自然発生的にできるのは構わないが、「スクラム・スクール」と呼んだり「学府」と呼んだりすると、分かりにくい。概念を統一できるものであれば、概念を統一した上で一つの表現を使っていくほうが、静岡県全体の方向性を決めるにはいいのではないかと感じた。「学府」を完全に理解しているわけではないが、「スクラム・スクール」とも似ているのではないか。

齊 藤 委 員： 学府は中学校1校、小学校2校くらいの単位である。

加 藤 委 員： 御前崎市では2つの地区に分かれて、それぞれで「スクラム・スクール」を組織していた。

委 員 長： 加藤委員の御意見も分かるが、難しいのは市町の独自性の尊重が求められている中であるということだ。

興 委 員： 法律用語でコミュニティ・スクール、運営協議会があるが、運営協議会では人事権にまで触れられている。地域として人事権を付与することをはばかって独自の名称を冠することは、地域の独自性の観点で意

味がある。教育が地方の教育委員会に委ねられている文化を考えれば、どこまで良いメッセージを出すのかに限られてしまう。

齊藤委員： 事例発表で感じたことは、小中学校のコミュニティ・スクールの導入が18校で、県内では磐田市が一番進んでいることである。このコミュニティ・スクールは、運営協議会をつくって地域が学校を支えていくということだけではなく、反対に学校が地域を支えるという側面もある。特に、祭りに子どもたちが参加していくことで地域と関わりを持っていったり、防災訓練に中学生が参加していったり、というようなことを行っている。地域の祭りというのは、子どもに受け継いでいかなないとつながっていかない。祭りや伝統をつなげていくという意味で、コミュニティ・スクールは非常に大切な要素であると感じる。磐田市以外の地域で導入していく際にも、地域の行事や祭りを核にしてコミュニティを作っていくという考え方であれば、作りやすくなるのではないか。

渡邊委員： 磐田市がここまで先進的に取り組んでいるまでには、いろいろな苦労があったのだと思う。従来の学校での活動と、地域の活動を並列して上手に組み合わせながら取り組んでこられた苦労は想像するに余りある。そのノウハウが皆に標準化されて県内の各地で活用され、この取組が広がりを見せてくれるといいと感じる。また勉強させていただきたい。

加藤委員： 東京などの先進事例としては、コミュニティ・スクールを学校ごとに組織するのであれば、人材や運営の面で難しいのではないかとということで、コミュニティ・スクール推進と小中一貫校推進が合体して、小中一貫の中でコミュニティ・スクールを考えようという方向へ進んでいる。今までもそのような方向で推進してきたのだろうと思うが、東京都は静岡県よりも10年くらい進んでいるように感じる。

義務教育課長： 中学校区の中に小学校区もあるので、どうしても重複することになる。そのため、コミュニティ・スクールを導入しようとする、小中一貫教育に収束していくのが自然な傾向ではないかと思う。なお、東京都では三鷹市が特に有名であるが、三鷹市でも中学校1校と小学校2校で「学園」という単位を作っており、もう10年近くその学園単位で活動を行っているという実績がある。

加藤委員： 静岡県での取組が先進的というわけではなく、他の地域でもすでにかんがりの実績をもってやっていることである。独自性を出す前に、先進的な取組を学んで時間を短縮しないと、10年の差がある地域を、10年遅れたままで追いかけては、いつまでも静岡県は追いつけないことになる。スピード感を出すためには、先進事例の情報を教育委員会からも提供すべきなのではないか。

委員長： さて、議論も尽くされたようである。今後、第5回・第6回と続き、最後の第6回では報告書が出される予定であると聞いた。

義務教育課長： そうである。政策提言のような形で報告書をまとめていただき、そ

れをもって教育委員会定例会へ提言していただくことを考えている。

委員 長： そちらの提言書をいただき、課題を洗いなおしてから、総合教育会議に臨んでいきたい。

他に異議はないか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項1を了承した。

第51号議案 平成27年度全国学力・学習状況調査への県立学校の参加

委員 員： 前回の定例会で平成27年度の全国学力・学習状況調査の実施要領及び参加確認に関する報告があったが、今回の定例会で審議をしていただきたい議題がある。

昨年末に、文部科学省から全国学力・学習状況調査の新しい実施要領が提示され、実施要領に沿って調査に参加するかどうかの判断が各市町教育委員会に改めて委ねられることになった。昨年と同様であったが、県教育委員会は県内市町の参加状況を取りまとめて文部科学省に報告するわけであり、そのために県教育委員会が単なる集計機関のように見られている面もある。また、前回の定例会において、教育長が「あくまでも県教育委員会は「協力者」であって、参加主体は市町教育委員会と規定されている」と発言されているが、それは少し違うと思う。確かに、市町教育委員会に対しては協力者であるが、県内には県立の中高一貫校もあるので、県立中学校等については県教育委員会が当事者として判断していかなばならない。むしろ、そのスタンスを明確にしていくこと、あわせて県教育委員会として各市町教育委員会においてこの実施要領にどのように対応すべきなのかのメッセージを出すべきだと思う。私は基本的には、平成27年度の全国学力・学習状況調査には参加すべきだと思う。前回の定例会において、溝口委員長が「1点目は、実施要領の改正を受けて、どのような感想を持ったのか。2点目は、今後、公表のあり方にしていくのかについてどのように知事と協議していくのか。そして3点目は、来年度の参加の確認について」として議論を整理された。少なくとも公表の問題については、これからもまだ時間がある。しかし、公表の問題で参加を判断するのではなく、県教育委員会が所管する県立中学校等については県教育委員会のメッセージとして「調査に参加しよう」ということをこの場で議決していただきたい。その上で、市町教育委員会にどのようなメッセージを出すのかを検討すべきだと思う。急ぐべきところはそこであり、実施要領改正の感想や知事との問題はこの場で議論する必要はない。今回の実施要領の改正は、より明確化をはかったことに過ぎず、実施要領の記載の内容が本質的に変わっているとは思えない。県教育委員会はそれをきちんと受け止めて、来年度の全国学力・学習状況調査に参加するというを急いで判断すべきである。それについ

ては、県民や知事の気持ちも踏まえながら、もっと大所高所から県教育委員会に委ねられた権限や責任の下で、判断していくことが必要である。公表の問題を今この場で議論する必要はないが、急がなければいけないのは、来年度の参加をどうするかということを決めていくことである。

委員 長： 前回の審議で当面は議論を尽くされたと考えている。

委員 員： それはおかしい。前回の審議の最後で、「まだまだ協議しないとけない」、「まだ時間もあるので、興委員にも参加していただき、さらに踏み込んだ議論をしていきたいと思う」と締めくくりをされたのではないか。

1月中旬には参加状況についてとりまとめて、文部科学省へ回答するはずなので、次回の定例会では間に合わないのではないか。公立の中高一貫校は県立なので、そこは県教育委員会がどのような判断をするのか規範を示さなければならない。あわせて、参加の是非を考えている市町教育委員会には参加を照会するだけでなく「この全国学力・学習状況調査は重要なのだ」というメッセージを出すことで、姿勢を示す必要があると思う。

委員 長： 県教育委員会としてのコンセンサスを得ておかねばならないと思うが、今定例会の審議事項としては挙げられていないので、次回の定例会で審議するということでよいか。

加藤委員： 県立中学校等は県教育委員会の管轄なので、参加の可否についてここで決めればよいが、市町教育委員会はどのように対応しているのか。その全体像を把握しているのか。

義務教育課長： 現在、市町に照会中である。

加藤委員： 市町教育委員会の参加状況については、次回の定例会で報告してもらえということよいか。

義務教育課長： そうである。

加藤委員： 現時点で、参加しない意思表示をしている市町はあるのか。

義務教育課長： 今のところ聞いていない。

義務教育課人事監： 前回の定例会で報告したとおり、市町教育委員会に照会中であり、多くの市町から「参加」の回答をいただいている状況である。

委員 長： 県立はどうか。

義務教育課人事監： 県立については確認していない。市町教育委員会には「県教育委員会としては調査に参加していただきたい」というメッセージとともに照会することは、前回の定例会で確認された。

興委員 員： 文部科学省への回答の締め切りはいつか。

義務教育課人事監： 1月16日である。

興委員 員： 前回の定例会に欠席したが、「これまで実施されてきた学力・学習状況調査は引き続き実施していくべきであり、かつ、知事に対しての調査結果等の提供は行うべきものと考えている」という私の意見は溝口委員長から紹介してもらった。その上で、委員長から審議のポイント

として「3点目は、来年度の参加の確認について」とされたので、当然この点は議論すべき対象であったと思う。

なお、全国学力・学習状況調査への参加の問題について、県教育委員会が所掌する範囲については、報告事項ではなく議決事項であると考えている。

委員長： では、興委員の動議があったので、県立学校が来年度の全国学力・学習状況調査に参加することについて、この場で審議することに異議はないか。

全委員長： （異議なし）

全委員長： それでは「第51号議案 平成27年度全国学力・学習状況調査への県立学校の参加」として審議することとする。なお、本議案は公開で審議するものとするとして異議はないか。

全委員長： （異議なし）

全委員長： それでは、議案について御意見はあるか。

加藤委員： 県教育委員会として、市町教育委員会に「参加してほしい」と呼びかける以上、県教育委員会が参加するのは当然である。

斉藤委員： 同感である。

興委員： それはおかしい。そうした議論を必要性についての認識がこれまでなかったのではないか。前回までの教育委員会定例会の議事録を見ても、市町教育委員会には公表を促しているが、県教育委員会としてどのように公表するのか議論をしていない。公表の問題に関しても、県教育委員会がどのような役割を果たすのかということが大事なのであって、市町教育委員会の判断を前提にするべきではないと思う。その意味で、教育長の発言で市町教育委員会の問題を強調されたのは正しいと思うが、そのような観点から県教育委員会が来年度に向けてどのようにリーダーシップをとっていくのかが大事である。その議論が抜けていたので、お願いしたい。

加藤委員： 公表の問題は後でよいとのことだったが、公表についても議論するのか。そうであれば議論の方向が変わってしまう。

興委員： 公表についての議論の必要性は変わらないが、議論は後日でよい。

委員長： 教育長はいかがか。

教育長： 前回の定例会では、確かに市町教育委員会に参加を促すことについては議論されたが、県立学校については参加が大前提で議論していなかった。県立学校はこれまでも参加してきたし、市町教育委員会に県として参加を促す以上、県立学校が参加しないことはありえない。ただ、興委員の御指摘のとおり、この場で県立中学校等の参加について、はっきりと意思統一をしていただければ、その結果をもって文部科学省に回答したい。

委員長： 緊急の案件であったが、来年度の全国学力・学習状況調査への県立中学校等の参加の可否について、前回の定例会でも市町教育委員会に参加を促すと決めた以上、それに準じて県立中学校等も参加するという

ことでよいか。

全 委 員： （異議なし）

委 員 長： 県立学校の参加で、第51号議案を可決する。

【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成26年度第19回教育委員会定例会を閉会とする。